相談窓口の一覧

相談窓口	内　容	子どもからの相談	相談日時等	住所・電話番号等
子育て支援センター	子育て全般の相談		月～金 8:45～17:15	深川市６条１１番１号 ☎　23-3455
育児相談（保健師）	お子さんの発育に関する相談など		月～金 8:45～17:15	深川市２条 17 番３号 健康福祉センター 健康・子ども課健康推進係 ☎　26-2609
発達支援相談	主に就学前の子どもの“ことば”や心身の発達で気になることなど		月～金 8:45～17:15	深川市２条 17 番３号 深川市療育センター ☎　26-2637
家庭児童相談室	家庭内における子どもの養育や児童虐待の相談・通告	○	月～金 8:45～17:15	深川市２条 17 番３号 健康・子ども課子ども家庭係 ☎　26-2237 kosodate@city.fukagawa.lg.jp
母子・父子家庭等の相談	・母子・父子家庭からの様々な相談や指導助言 ・母子父子福祉資金貸し付けの相談 ・母子家庭等自立支援給付金の相談 ・ＤＶ被害の相談		月～金 8:45～17:15	深川市２条 17 番３号 健康・子ども課子ども家庭係 ☎　26-2237 kosodate@city.fukagawa.lg.jp
教育相談	小中学校の教育相談（就学援助など）	○	月～金 8:45～17:15	深川市２条 17 番 17 号 深川市教育委員会 ☎　26-2332
子どもと親の相談室	小中学校の教育相談など	○	月～金 8:45～15:30	深川市２条 17 番 17 号 深川市教育委員会内「子どもと親の相談室」 ☎　23-5570
心の窓少年相談室	青少年の悩み全般	○	火～金 13:00～17:00 （上記以外の時間帯は留守番電話で受付）	深川市西町３番 15 号 生きがい文化センター ☎　090-1642-1859 soudan@city.fukagawa.lg.jp

１．赤ちゃんが生まれるまでに

母子保健事業は、４ページから７ページに掲載しています。

助産施設制度

健康・子ども課子ども家庭係　☎ 26-2237

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由で入院助産が受けられない場合、助産施設に入所して助産を受けることができます。
※所得制限などの条件があります。

不妊症や不育症の相談

深川保健所　☎ 22-1421

不妊症や不育症に関する相談を受けることができます。

特定不妊治療費助成事業

健康・子ども課健康推進係　☎ 26-2609

特定不妊治療に要した費用のうち、保険適用分の自己負担額の助成を行います。

一般不妊治療費助成事業

健康・子ども課健康推進係　☎ 26-2609

一般不妊治療に要した費用の自己負担分について、全額助成を行います。

妊娠中毒症療養援護費支給

深川保健所　☎ 22-1421

妊娠中毒症（妊娠高血圧症候群）などの病気で、７日以上入院した妊産婦は医療費の助成を受けられる場合があります。
※所得制限などの条件があります。

出産サポート「安心ハイヤー」事業

健康・子ども課健康推進係　☎ 26-2609

陣痛が始まった妊婦さんをスムーズに病院まで送りとどける「安心ハイヤー」の登録制度です。登録したら必ず利用するものではなく、いざというときの安心のためのサービスです。
※登録料は無料ですが、ハイヤー運賃は自己負担となります。

国民年金保険料の産前産後期間の免除制度

市民課医療年金係　☎ 26-2133

国民年金第１号被保険者が出産を行った際に、産前産後期間（出産予定日または出産日が属する月の前月から４か月間、多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の３か月前から６か月間）の国民年金保険料が免除されます。

2．赤ちゃんが生まれたら　（ 転入の場合にも ）

出生届の際、①から④を一緒に手続きしてください。

① 児童手当 ②指定ごみ袋の支給 ③子ども医療費の助成
④ 出産育児一時金(市国保加入者のみ)

転入届の際、①から③を一緒に手続きしてください

①児童手当
健康・子ども課子ども家庭係
（☎　26-2237）

0～3 歳未満（一律）		15,000 円
3 歳～小学校修了前	第１子 第２子	10,000 円
	第３子以降	15,000 円
中学生（一律）		10,000 円
特例給付者		5,000 円
所得制限超過者		０円

支給月は、６月・10 月・２月の年３回です。（公務員の方は、所属先から支給されます。）

②指定ごみ袋の支給
環境課環境係（☎　26-2444）

満１歳未満の乳児の世帯等が対象です。

③子ども医療費の助成
市民課医療年金係（☎　26-2133）

中学生まで「入院と外来」の自己負担額が全額助成されます。
※所得の制限があります。

④出産育児一時金　（５０万円）
市民課医療年金係（☎　26-2133）

出産した病院で、医療機関でかかった出産費との差額がある場合に手続きが必要です。
深川市の国民健康保険に加入している方が対象です。他の社会保険に加入している方は、所属先等での手続きとなります。

ブックスタート事業

生涯学習スポーツ課文化・スポーツ係　☎　26-2343

お子さんの名前と生年月日が入った手作り布絵本を７か月児健診の際に手渡し、読書の楽しさや大切さ、読み聞かせのアドバイスなどを行い、親子で本に親しむきっかけの場とするとともに、赤ちゃんの成長を応援します。

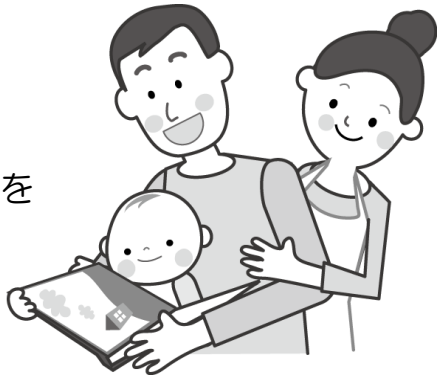

母子保健事業の内容

※母子保健事業の問い合わせは、健康・子ども課健康推進係☎ 26-2609

（1）安心して妊娠・出産ができるように

母子健康手帳の交付

妊娠・出産・育児に関する母子の健康管理に役立て、母子に関する健康情報の普及や啓発を図ります。

〔事業の内容〕
- 「妊娠届出」の際、母子健康手帳を交付
- 保健師、管理栄養士による健康相談
- 妊娠、出産に関する情報提供や制度を紹介

マタニティサロン（母親学級）

出産・育児等の情報交換や、妊婦同士の交流を図ります。

〔事業の内容〕
- 調理実習、助産師の講話や先輩ママからの体験談などの４コースを年間３回実施します。
- 妊婦の方々が交流するために健康福祉センター内のマタニティルームを希望日にいつでも開放します。

妊 産 婦 健 康 診 査

妊娠期特有の異常を早期に発見し、必要に応じ適切な支援をします。

〔事業の内容〕
母子健康手帳交付時に受診票を交付し、妊産婦健康診査の費用を助成

出産・子育て応援交付金事業（国）

妊娠期から出産・子育てまで、身近な相談に応じながら必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実と、経済支援を図るため出産・子育て応援交付金を交付します。

〔事業の内容〕
- 出産応援交付金：５万円
- 子育て応援交付金：５万円
- 保健師との面談やアンケート、交付申請書の提出が必要です。
- 他市町村で交付（電子クーポンなどを含む）を受けた方は対象外です。

妊娠・出産応援交付金事業（コウノトリ応援プラン）

健やかな妊娠と出産、安心して子育てができるよう、妊娠・出産応援金と妊産婦健診支援金を交付します。

〔事業の内容〕
- 妊娠届出をした方に、妊産婦健診支援分３万６千円と、出生順位に応じた妊娠・出産応援分（第１子・第２子 30 万円、第３子以降 50 万円）を合計した額を口座振込により交付します。
- 他市町村で妊娠届出をした後に深川市に転入した方には、出産までの妊産婦健診の回数に応じた妊産婦健診支援分と特例応援分として 10 万円を交付します。

（２）安心して子育てができるように

育 児 相 談

安心して子育てができるよう、保護者の育児上の相談をお受けします。また、育児のための知識や情報を提供します。

〔事業の内容〕
- ９～１０か月児を対象に年８回開催
- 親子クラブ開催時、希望者の個別相談
- 随時、電話や来所相談も可能

産 婦 訪 問 指 導

産後は、子育て中心で自分のからだについては後回しになりがちです。子育ての不安や悩みが多い時期でもあり、保健師等が訪問します。

〔事業の内容〕
新生児・乳児含めて全ての産婦の家庭訪問

産後ケア・育児サポート事業

産後のお母さんの体調管理や育児に対する不安･負担感を解消するため、深川市立病院で実施します「育児相談サロン」を無料で利用できる「利用券」を交付します。（利用回数の制限はありません）

必要に応じて助産師と保健師の訪問指導も行います。

〔事業の内容〕
対象：２歳未満の乳児とその保護者
場所：深川市立病院産婦人科外来
日程：毎週火・金曜日　午後１時から５時（前日までの予約制）
内容：助産師による以下のサポート
- お母さんの体調管理、母乳管理、育児相談、心のサポートなど
- お子さんの育児相談、身体計測、健康管理など
- お父さんへの育児指導など

親子クラブ

発達にあわせた遊び方や講話を通して、幼児の特性や望ましい育児方法を周知し、育児不安の軽減を図ります。

〔事業の内容〕
- 年間２回、土曜日に実施（対象者に個別案内）
- 親子で手遊び、リズム遊び
- 幼児の発達や育児に関する講話、栄養士の講話
- 希望者の育児相談・栄養相談

ヘルシーファミリー教室

家族の健康を担う保護者が、健康づくりの大切さを自覚し、生涯を通じた健康づくりができるよう支援します。

〔事業の内容〕
- 就学前のお子さんを持つ母親を対象に、年２回実施
- 健康づくりの講話や調理実習

（３）病気を予防し早期発見できるように

新生児聴覚検査

聴覚の異常を早期に発見し、必要に応じ適切な支援をします。

〔事業の内容〕

母子健康手帳交付時に受診票を交付し、新生児聴覚検査の費用を助成

胆道閉鎖症スクリーニング検査

胆道閉鎖症の早期発見、早期治療のために検査用紙を用いたスクリーニング検査を行います。

〔事業の内容〕

- 胆道閉鎖症スクリーニング用紙が組み込まれた母子健康手帳を交付。保護者が生後２週、１か月の便の色を記入し、１か月健診で医療機関に提示。引き続き１～４か月の便の色を観察。

幼児健康診査（１歳６か月児・３歳児）

心身の発達で重要な時期です。医師・歯科医師等による総合的な健康診査を行います。

幼児の健康の保持増進を図るため、生活習慣の自立、むし歯の予防、栄養、その他の育児に関する支援を行います。

〔事業の内容〕

- 各年６回実施
- 身体計測、問診、栄養相談、歯科相談、内科診察、歯科診察、聴力スクリーニング
- ３歳児には、上記以外に視力スクリーニング（屈折検査）、尿検査も実施
- 生命の大切さや性の理解等の情報を提供

乳児健康診査（3～5か月・6～8か月）

医師による総合的な健康診査を行います。乳児の健康の保持増進を図り、保護者が安心して育児ができるよう、育児や生活習慣、離乳食及び予防接種等の支援を行います。

〔事業の内容〕

- 年 11 回実施
- 身体計測、問診、栄養相談、内科診察
- ６～８か月児を対象に離乳食試食
- ３～５か月児を対象に股関節脱臼検査

新生児・乳幼児訪問指導

児の発育、栄養、生活環境、疾病予防など育児上必要な支援を行い、保護者の相談に応じることで、育児不安の軽減、児の健康の保持増進を図ります。

〔事業の内容〕

新生児全員、その他希望があった場合、保健師・栄養士・助産師が家庭訪問

離 乳 食 教 室

離乳食の必要性、調理方法等を理解し、離乳食に対する不安を軽減し、望ましい食生活が形成できるよう支援します。

〔事業の内容〕

- 概ね３～５か月（ファースト）、７～８か月（ステップアップ）の乳児と保護者を対象に年１２回実施
- 離乳食の調理と試食

予 防 接 種

【定期予防接種】結核、ポリオ、ジフテリア、百日咳、破傷風、麻疹（はしか）、風疹、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、B型肝炎、水痘、日本脳炎、ロタウイルスに対する抵抗力を高めるためワクチンを接種します。

〔事業の内容〕
- 深川市立病院、津田こどもクリニック、納内診療所で受けられます。
- 定期予防接種費用は無料

幼児の歯科健康教室

むし歯になりやすい乳歯期や永久歯萌出期に、仕上げみがきの方法、フッ化物塗布の効果等むし歯予防の知識を普及します。

〔事業の内容〕
- 幼稚園、保育園（所）児と保護者を対象に実施
- むし歯予防の講話
- むし歯予防に関する紙芝居や人形劇
- 個別ブラッシング指導

（4）健康レベルに応じた、医療や療育を受けることができます

巡回児童相談

心身の発達に課題のある児が専門機関の相談を受けることでより適切な療育を受けることができるよう支援します。

また、福祉制度を受けるために必要な判定をうけられます。

〔事業の内容〕
- 年８回実施

＊岩見沢児童相談所の児童福祉司による相談と心理判定員による判定を行います

療育センター事業への支援

母子保健事業で把握した心身の発達や、ことばの発達に心配のある乳幼児に対し、適切な療育がうけられるよう支援します。

〔事業の内容〕
- 療育センターの紹介と通所を支援
- 療育センター事業と連携を図る

（5）妊娠・出産・性の理解と成長・発達段階における悩みを解消できる

事業名	事業目的	事業内容
思春期保健対策事業 ・ダメダメたばこ教室 ・赤ちゃんふれあい教室	思春期に必要な支援を行い、悩み多い時期をよりスムーズに越えられるよう支援します。	・小中学生を対象に、喫煙防止や生命や性の理解に関する思春期講座を実施
母子健康教室	性の理解等、母子保健に関する知識の普及・啓発のため健康教育を行います。	・幼稚園、保育園（所）、子ども会、小中学校、高等学校、ＰＴＡ等からの要望に応じ随時開催

３．子どもを一時的に預けたいときや、親子でのお出かけに

一時的保育　　☎ 各保育所へ

一時的保育は、保護者が数日パートで働くためにお子さんを育児できないときや、保護者の急な病気や冠婚葬祭などで育児できないときに、また、育児からチョット離れてリフレッシュしたいときなどに利用できます。利用や問い合わせは、直接利用を希望する保育所にお問い合わせください。

認可保育所	住　　所	電話番号　（ＦＡＸ）
新中央保育園	深川市６条１１番１号	34-6011 （ＦＡＸ34-6012）
納内保育園	深川市納内町北１番８６号	24-2846 （ＦＡＸ同じ）
深川西町保育所	深川市西町 22 番 14 号	22-7881 （FAX26-2003）
北光保育園	深川市北光町２丁目 12 番 38 号	22-3567 （FAX22-5600）
認定こども園 深川あけぼの保育園	深川市あけぼの町 17 番６号	23-4430 （ＦＡＸ同じ）
音江中央保育園	深川市音江町２丁目 11 番 41 号	25-2252 （ＦＡＸ同じ）
たどし認定こども園 かぜっこ	深川市多度志６３０番地	27-2750 （ＦＡＸ同じ）
わかば認定こども園	深川市あけぼの町 11 番 50 号	22-5085 （FAX22-5075）

年齢区分	基　本　額		給食代
	１日	４時間以内	
３歳未満	2,０２０円	９８０円	４５０円
３歳以上	1,２５０円	６２０円	４５０円

「子育てサポート・ふかがわ」 子育て支援センター内 ☎ 23-3455

子育てを援助してほしい人と、子育てを援助したい人が、お互い会員となって子育てを助け合う制度です。

＊ 保育園・幼稚園の開始前、終了後に子どもを預かってほしい
＊ 保育園・幼稚園の送り迎えをお願いしたい
＊ 病院や参観日に行くので、下の子を預かってほしい
＊ 親が求職活動や職業訓練に行くときに、子どもを預かってほしい

- 援助は原則的に、援助会員の自宅で行います。
- 早朝・夜間にわたることもありますが、子どもの宿泊は行いません。

料金の基準	区分	時間帯	利用料金（1 時間あたり）
一般保育	月曜日から金曜日まで	7:00～20:00	500 円
	土曜日、日曜日、祝日		600 円
病気回復期	月曜日から金曜日まで		一般保育分の 100 円増し
	土曜日、日曜日、祝日		〃

※上記以外の時間帯は、１時間当たり１００円増となります。
詳しくは「子育てサポート・ふかがわ」☎ 23-3455 へお問い合わせください。

つどいの広場 「子育てサロン とことこ」 ☎ 23-3605

都合の良い時間に遊びにきて、好きな遊びをしたり、おしゃべりをして、楽しい時間を過ごしませんか！ 主に３歳未満の親子が対象です。

毎週：月・水・金（祝日を除く） １０：００～１５：００
会場：であえ～る 北光中央団地「集会所」

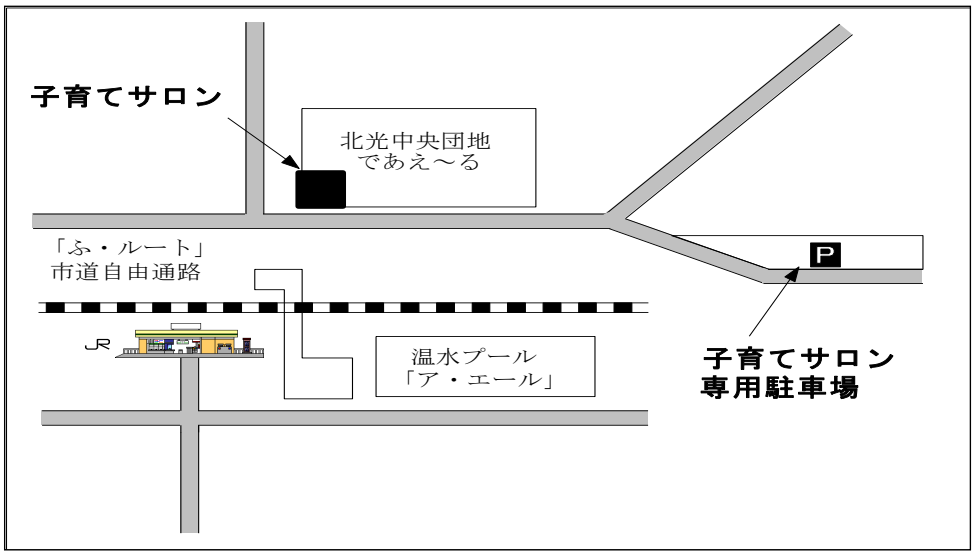

深川市子育て事業　（深川市子育て支援センター）　☎ 23-3455

子育て中の親子が交流する場や親子の遊びの場を提供しています。また、専門のスタッフが、育児や子育てに関する相談をお受けします。

事業の名前	対象や内容	会　　場
なかよし広場 パパと遊ぼう	主に０歳～就学前児の父子 お子さんとお父さんで遊びませんか？ お母さんの参加も大丈夫です。	子育て支援センター
なかよし広場 ピヨピヨ	２か月～歩く前の親子 みんなで遊びます。	
なかよし広場 コッコ	歩き出し～就学前児の親子 みんなで遊びます。	
なかよし広場 育児講座	２か月～就学前児の親子 親子で楽しく参加できる講座を月に１回開催しています。	
あそびの広場 ・あけぼの ・おさむない ・おとえ ・さんわ ・ぶんせい	０歳～就学前児 地域の親子で遊んだり交流します。	各公民館 各コミセン

※事業内容や実施日は、広報「ふかがわ」でお知らせしています。

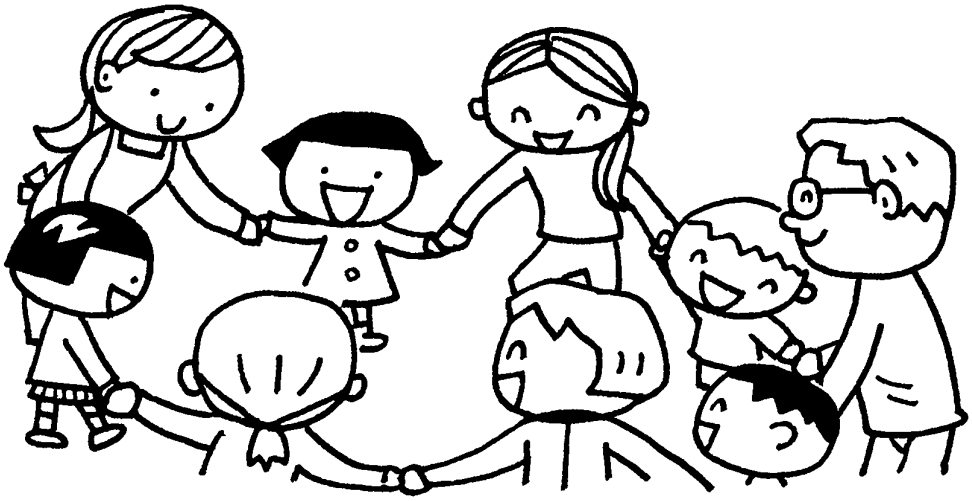

深川市立図書館（生きがい文化センター内）　☎ 22-4946

《児童向け行事》

幼児が本に親しむ機会づくりと子育て中の親子が交流する場や親子の遊びの場を提供しています。

事業の名前	対象や内容	会　場
おはなし ころころ	おもに０歳から２歳児と保護者を対象とし、絵本の読み聞かせなどを行います。 毎月第２木曜日　午前 10 時 30 分より	生きがい文化センター
おはなし きらきら	おもに３歳から４歳児と保護者を対象とし、絵本の読み聞かせなどを行います。 毎月第４土曜日　午後２時より	生きがい文化センター
おはなし会	おもに５歳から小学校低学年と保護者を対象とし、絵本や紙芝居の読み聞かせなどを行います。 毎月第３土曜日　午後２時より	生きがい文化センター

《図書館の案内》

読書は感情を豊かにし、情緒の育成につながります。図書館はいつでも自由に読書ができる場として開館しています。児童書のほか絵本や紙芝居など、お子さんの成長に合わせた本を選ぶことができるほか、大人向けには子育てや教育、料理などに関する本もたくさんあります。また、赤ちゃんやちびっ子にも人気の絵本コーナーやＡＶ室もあり、家族みんなで本に親しむことができます。

＜利用案内＞

住所：深川市西町３番 15 号（生きがい文化センター内）

利用できる時間：小学生だけの場合

夏（４月～10 月）午前９時 30 分～午後６時

冬（11 月～３月）午前９時 30 分～午後５時

※保護者同伴の場合は午前９時 30 分～午後７時

休みの日：月曜日（ただし祝日に当たる場合は翌日）、年末年始、

・　図書整理日（毎月末）

※事業内容や実施日は、広報「ふかがわ」や「図書館だより」、図書館ホームページでお知らせしています。

4．保育所と幼稚園

保育所　健康・子ども課子ども家庭係　☎ 26-2237

保護者が仕事や病気などのために子どもをみることができない家庭に代わって子どもを保育します。市内の認可保育所は、次のページをご参照ください。

入所の申込用紙などは、市子ども家庭係や各保育所で配布しています。新年度の受付は、広報「ふかがわ」でお知らせします。また、年度の途中でも申込を受け付けています。

利用者負担額は、児童の年齢や家庭の所得状況によって異なります。

〈利用者負担額軽減制度〉

・保育料軽減

３歳以上のお子さんの保育料が無償化されており、３歳未満のお子さんに対しては保育料を徴収していますが、深川市では、国の基準から一定割合を減額するとともに、多子世帯向けの利用者負担額軽減制度（入所する第２子の保育料の無料化、３人以上入所する世帯の第２子以降の利用者負担額無料化を卒園まで継続）により、子育て家庭への経済的負担を軽減し子育てを支援しています。

・副食費の減免

保育園・子ども園・幼稚園に通う幼児の保護者の負担軽減のため、所得等により副食費を減免します。

保育料・副食費について、詳しくは担当にお問い合わせください。

病児・病後児保育室「すくすく」　子育て支援センター　☎ 23-3455

保護者が就労等で保育所等に通っているお子さんが、病気やケガ等で集団保育等が困難な時に一時的にお預かりする事業です。

いつでも利用できるよう事前登録をしてください。利用申込時には、かかりつけの医師から「病児・病後児保育医師連絡書」の発行を受け、申込みください。

対象者　・市内に住み、市内の保育所に通っている児童（満１歳以上から）
　　・市内に住み、保護者が就労等している幼稚園児や小学校に通っている児童　（小学３年生まで）

負担額　１人１日当たり　市民税課税世帯　2,000 円
　　市民税非課税世帯及び生活保護世帯 1,000 円

※食物アレルギーがあるお子さんは弁当・おやつ持参となります。

市内の認可保育所等一覧

健康・子ども課子ども家庭係　☎ 26-2237

	認可保育所	住　所	電話番号（ＦＡＸ）	定員	開所時間	特徴的保育
NPO法人	新中央保育園	深川市 ６条 11 番１号	34-6011 （34-6012）	90	月～土 7:30～ 18:45	・障がい児保育 ・一時的保育
	納内保育園	深川市納内町 北１番８６号	24-2846 （ＦＡＸ同じ）	20	月～土 7:45～ 18:15	・障がい児保育 ・一時的保育 ・園開放事業 ・地域活動事業 ・学童保育
社会福祉法人立	たどし認定こども園 かぜっこ	深川市 多度志 630 番地	27-2750 （ＦＡＸ同じ）	教育 15 保育 10	月～土 7:45～ 18:00	・障がい児保育 ・一時的保育 ・学童保育
	認定こども園 深川あけぼの保育園	深川市 あけぼの町 17 番６号	23-4430 （ＦＡＸ同じ）	教育５ 保育 30	月～土 7:30～ 18:00	・産休明け保育 ・障がい児保育 ・園開放事業 ・一時的保育 ・学童保育
	深川西町保育所	深川市 西町 22 番 14 号	22-7881 （26-2003）	50	月～土 7:30～ 18:00	・障がい児保育 ・一時的保育 ・学童保育
	北光保育園	深川市 北光町２丁目 12 番 38 号	22-3567 （22-5600）	70	月～土 7:45～ 18:00	・障がい児保育 ・一時的保育 ・学童保育
	音江中央保育園	深川市 音江町２丁目 11 番 41 号	25-2252 （ＦＡＸ同じ）	30	月～土 7:45～ 18:00	・障がい児保育 ・一時的保育 ・地域活動事業 ・学童保育
	わかば認定こども園	深川市 あけぼの町 11 番 50 号	22-5085 （22-5075）	教育　2 保育 18	月～土 7:45～ 18:00	・産休明け保育 ・障がい児保育 ・一時的保育
	事業所内保育施設 いちご	深川市 ４条 12 番６号	23-0575 （ＦＡＸ同じ）	地域枠 若干名	月～金 8:00～ 17:30	・地域活動事業

※電話番号の市外局番は全て 0164 となりますのでご注意ください。

入所の対象

- 月４８時間以上就労している方
- 産前産後の方
- 保護者が病気やけがをしている、または身体に障がいがある方
- 長期疾病者や心身障がい者が家庭内にいて、常時介護をしている方
- 災害復旧時
- 求職活動中の方（企業準備を含む）
- 就学及び職業訓練を受けている方
- 虐待及びＤＶを受けている方
- 育児休業中の継続利用

※詳しくは担当にお問い合わせください

幼稚園　　☎ 各幼稚園へ

幼稚園は、満３歳から小学校就学前までの幼児が対象です。
深川市内には、私立幼稚園が２か所あります。手続きや詳細については、各園に直接お問い合わせください。

施設型給付（新制度）

名　　称	定員	住　　所	電話番号（FAX）
学校法人　深川龍谷学園 深川幼稚園	40	深川市文光町 17 番６号	22-3027 （22-3027）
学校法人　北海道ルーテル学園 深川めぐみ幼稚園	６０	深川市８条 15 番８号	22-6883 （22-7322）

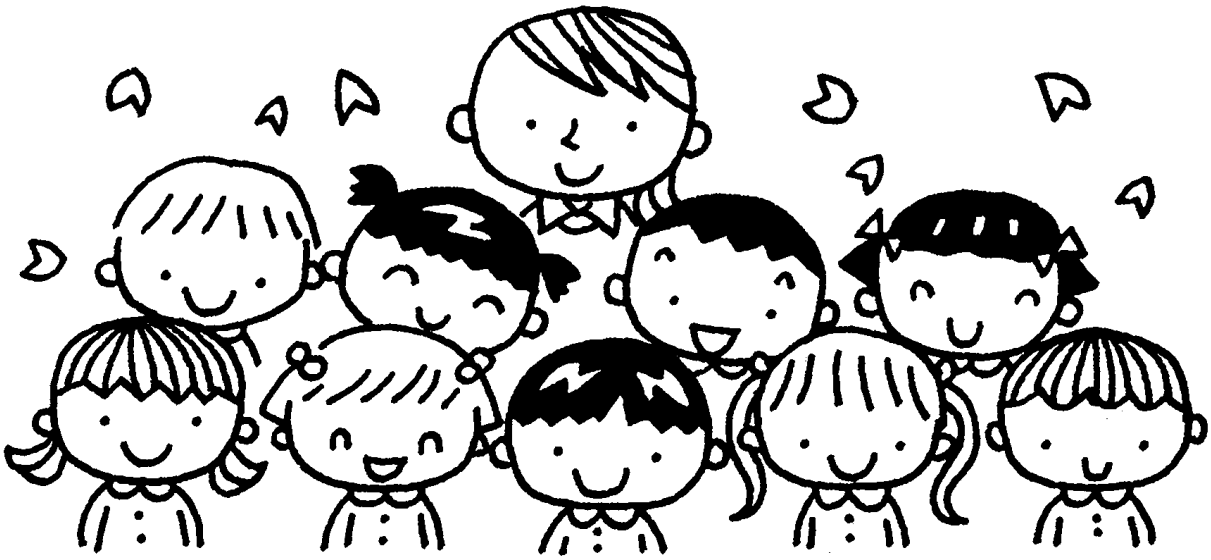

5．小学生になったら

学　校

学務課学校教育係　☎ 26-2332

小学校または中学校に入学するお子さんのいる保護者に、入学する年の１月に、就学通知書をお送りします。就学通知書には、入学するお子さんのお名前、入学する学校名・入学期日が記載されていますのでお確かめください。

各小中学校の通学区域は以下の表のとおりです。

（令和５年４月現在）

中学校	小学校	住　　所
深川中学校	深川小学校	各条１番から９番までの区域、開西町、文光町、西町、緑町、錦町、新光町、太子町、深川町全域
	音江小学校	音江町字音江・広里・豊泉・向陽・稲田・国見のうち音江第１の行政区域、音江町、広里町
一已中学校	一已小学校	１条から３条の 10 番から 27 番まで 及び ４条から９条の 10 番から 26 番までの区域、一已町五月・共進・桜町・桜坂・豊泉・稲穂・昇保・大師・新岩山・南水源・北水源・二十四孝・東岩山・北出雲・南出雲・東石狩・西石狩・東区・東一区・東二区・西入志別・東水源の行政区域、北光町、稲穂町
	北新小学校	一已町常盤、東日向・西日向・一北星・二北星・三北星・西北星・新星・中の沢・西共成の行政区域、あけぼの町
	納内小学校	納内町全域、音江町字菊丘・吉住・更進・内園・国見のうち吉住の行政区域
	多度志小学校	多度志地区全域

小中学校給食費支援

学務課学校教育係　☎ 26-2332

市内小中学校に通う児童生徒の保護者に対し、４月から７月までの給食費を無償とし、子育てを支援します。

学童保育（放課後児童）

健康・子ども課子ども家庭係　☎ 26-2237

子どもが放課後に帰宅しても、保護者が仕事などで家庭にいない子どもが利用する場所です。市内には、次の学童保育があります。

小学校区	実施場所	問い合わせ連絡先
深川	深川小学校	深川市西町22番14号　深川西町保育所 ☎ 22-7881
一已	一已小学校	深川市北光町２丁目１２番３８号　北光保育園 ☎ 22-3567
北新	認定こども園 深川あけぼの保育園	深川市あけぼの町１７番６号　認定こども園深川あけぼの保育園 ☎ 23-4430
納内	専用施設	深川市納内町北１番８６号　納内保育園 ☎ 24-2846
音江	音江学校共済住宅	深川市音江町２丁目１１番４１号　音江中央保育園 ☎ 25-2252
多度志	専用施設	深川市多度志６３０番地　たどし認定こども園かぜっこ ☎ 27-2750

※保育料は、月額3,４００円です。この他におやつ代が必要です。
※ひとり親世帯、多子世帯（２名以上同時入所）の場合、減免制度があるので、各学童保育にお問い合わせ下さい。

児童センター

☎ 26-2411

児童の健全な遊びや児童の健康増進、また、情操を豊かにすることを目的とした施設です。就学前のお子さんの利用も可能ですが、保護者といっしょに利用してください。

〈利用案内〉
住　所：深川市３条18番36号
利用できる人：原則、３歳から１８歳まで
利用できる時間：午前９時～午後５時まで
休みの日：祝日、年末年始

子どもの居場所「生き生きスポット」

☎ 22-3555

放課後等に児童・生徒が気軽に利用できる遊びや学びのための場です。

〈利用案内〉
住　所：深川市西町３番15号（生きがい文化センター内）
利用できる人：小学生、中学生
利用できる時間：午後１時～午後５時まで
休みの日：月曜日（ただし祝日にあたる場合は翌日）、年末年始

就学援助

学務課学校教育係　☎ 26-2332

小中学生のお子さんが楽しく勉強できるよう、経済的理由により学用品代や給食費などの負担が困難な世帯に対して援助を行っています。

手続きや対象となる世帯など、詳しくはお問い合わせください。

受けられる援助費

学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、スキー用具一式、学校給食費、医療費、生徒会費、ＰＴＡ会費、クラブ活動費、日本スポーツ振興センター掛金、オンライン学習通信費、卒業アルバム代等、など。

スクールソーシャルワーカー

深川市教育委員会内「子どもと親の相談室」　☎ 23-5570
学務課学校教育係　☎ 26-2332

小中学生におけるいじめ、不登校、問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応を図るための方策、児童生徒を取り巻く環境への働きかけ、発達障害にかかわる相談、支援、情報提供などあらゆる問題などの相談に対応するのが、スクールソーシャルワーカーの仕事です。

スクールソーシャルワーカーは、相談について適切なアドバイスをするほか、さらに専門的な支援等が必要とする場合は、適宜専門の機関との橋渡し役として連携支援を図ります。

スクールカウンセラー（主に小学生を担当するカウンセラー）

深川市教育委員会内「子どもと親の相談室」　☎ 23-5570
学務課学校教育係　☎ 26-2332

子どもの臨床心理に関し専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして、深川小学校に配置しています。児童生徒へのカウンセリング、教員・保護者への助言等を行い、児童生徒の心の悩みの深刻化やいじめ・不登校等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を図ります。

※毎日常駐していませんので、相談を希望する場合は、各小学校、または深川市教育委員会内「子どもと親の相談室」　電話２３-5570 に連絡してください。

子育てお役立ちマップ

※この他、市 HP の観光情報や公園情報等をご利用ください。

各施設・会場　所在地

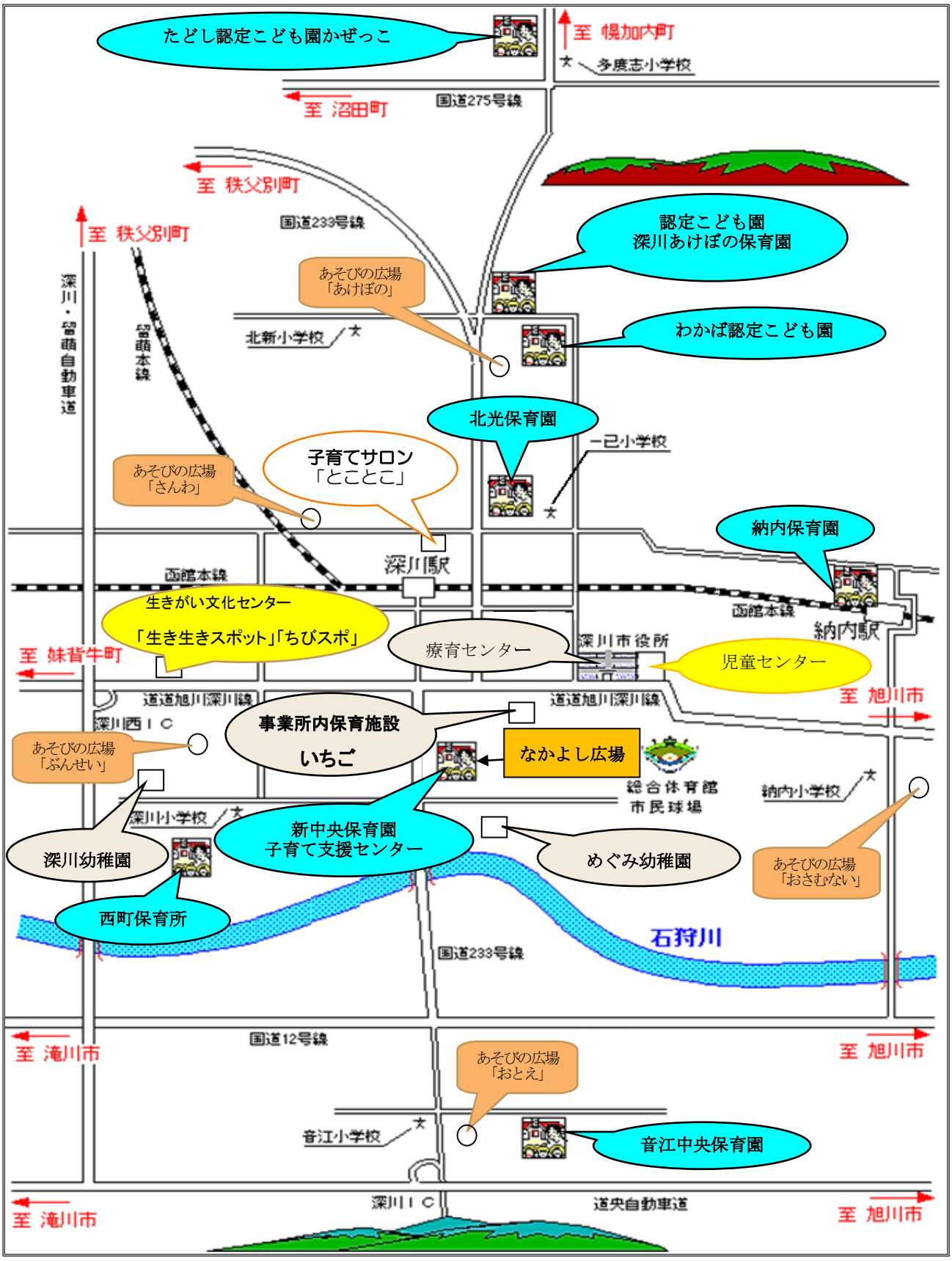

６．中学生や高校生の相談、支援

スクールカウンセラー（中学校・高校に配置しているカウンセラー）

深川中学校・一已中学校・深川西高校・深川東高校の「相談室」

市内中学校･高校に、臨床心理に関し専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして配置しています。生徒の心の悩みの深刻化やいじめ・不登校等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を図ります。カウンセラーの相談を希望する場合、スクールカウンセラーが来校する日程が決まっていますので、あらかじめ、日程等を中学校・高校に問い合わせしてください。

学校適応指導教室「しらかば教室」

〒074-0003 深川市３条 18 番 36 号　総合福祉センター内　☎ 26-8180

市内小中学校に在籍し、不安や悩みがあって学校に行けないお子さんのための教室があります。

不登校の児童生徒のための相談及び支援をしながら、学校に復帰してもらうことを目的として開設しています。しらかば教室の詳しいお話を聞きたい場合、上記以外にも通学されている学校でも聞くことができます。※高校生は対象となりません。

心の窓少年相談室

少年相談員（生涯学習スポーツ課社会教育係内）

☎ 090-1642-1859
（火～金 13:00～17:00　左記以外は留守電対応）
メールアドレス：soudan@city.fukagawa.lg.jp
手紙の場合のあて先
〒074-8650 深川市２条 17 番 17 号
生涯学習スポーツ課内

青少年の非行や問題行動、家庭における子どもの適正な養育など、子どもに関する心配ごと、悩みごとの相談や児童・生徒本人からの相談に専門の相談員が応じて、青少年の健全な成長と福祉向上のお手伝いをします。

市内の高等学校・大学は以下のとおりです。

学校名	所在地	電話番号	備　　考
北海道深川西高等学校	深川市西町７番３１号	23-2263	
北海道深川東高等学校	深川市８条５番１０号	23-3561	
クラーク記念国際高等学校	深川市納内３丁目２番４０号	24-2001	通信制
拓殖大学北海道短期大学	深川市深川町字メム 4558-1	23-4111	

家庭児童相談室

家庭児童相談員（健康・子ども課子ども家庭係内）

☎　26-2237　FAX　23-0800
メールアドレス：　kosodate@city.fukagawa.lg.jp

子ども（18 歳未満）の心身の発達や家庭や学校での心配ごとなどの相談に応じ、子どもが明るくすこやかに成長していくために、お手伝いをします。

思春期健康相談

深川保健所　☎　22-1421

深川保健所では、思春期におけるこころの健康について専門の医師や保健師による相談を行っています。実施日などは、直接お問い合わせください。

障がいに関わる相談

・深川市子ども発達相談センターはぴふか　☎　26-2609
・北空知障がい者支援センターあっぷる　☎　22-1798

「はぴふか」では、通所支援などの適切なサービスを受けることができるよう、相談支援専門員が日常生活の状況を確認し、サービス利用計画の作成や相談支援を行います。

「あっぷる」では、障がいに関わる内容や高校卒業後からの福祉サービス利用にむけての計画相談を行っています。気軽にご相談ください。

市内公立高校への支援

学務課管理係　☎26-2332

市内公立高校生に模擬試験・資格取得、通学交通などの費用の一部を助成します。

普通自動車運転免許取得

地域振興課　☎26-2276

高校生・看護学院生などが深川自動車学校で運転免許を取得する費用を助成します。

7．ひとり親家庭等の相談

児童扶養手当

健康・子ども課子ども家庭係　☎ 26-2237

母子家庭、父子家庭で、児童（１８歳に到達した日の属する年度の３月３１日まで。心身に障がいがあるときは２０歳の誕生日の前日まで）を監護する親や、親に代わって養育する方に手当が支給されます。

支給額(令和５年４月～)児童１人の場合　全部支給　４４，１４０円／月額

※本人等の所得金額によって手当の一部または全部が停止されるなど一定の条件があります。

支払月　　５月（３月～４月）７月（５月～６月）９月（７月～８月）
１１月（９月～１０月）１月（１１月～１２月）となります。

母子父子・寡婦福祉資金等貸付

健康・子ども課子ども家庭係　☎ 26-2237

北海道では、母子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長・増進を図るため事業開始や就業・就学などに係る資金の貸付を行っています。

市で、申請の手続きや相談をお受けしています。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金

健康・子ども課子ども家庭係　☎ 26-2237

母子家庭の母、父子家庭の父の就業による自立を図ることを目的に、指定した講座を受講した人に対して教育訓練修了後に「自立支援教育訓練給付金」を支給します。

母子家庭等高等職業訓練促進費等給付金

健康・子ども課子ども家庭係　☎ 26-2237

母子家庭の母、父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定のため資格を取得する養成機関で修業する場合に、訓練促進費を支給します。また、修了時に修了支援給付金を支給します。

対象の資格：看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士
歯科衛生士、調理師、製菓衛生師、美容師、社会福祉士など

母子父子・寡婦家庭等相談

健康・子ども課子ども家庭係　☎ 26-2237

母子・父子・寡婦家庭の生活一般・子供のことや心配ごとなど、児童扶養手当、母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金、その他母子寡婦家庭の自立の促進に関することについての相談と母子家庭、父子家庭の制度についての相談を受けています。

相談受付時間：午前８時４５分から午後５時 15 分

ひとり親家庭等医療費助成　市民課医療年金係　☎ 26-2133

母子家庭や父子家庭で２０歳未満の子を扶養、１８歳未満の子を扶養または監護している場合、医療費の自己負担の軽減が受けられます。所得の制限があります。

８．発達に心配のある子どもへの支援

深川市療育センター　健康・子ども課療育支援係　☎ 26-2637

心身の発達や、ことばの発達に心配のある児童などがセンターに通所し、療育指導や言語指導を通じて必要な支援を行います。

主に就学前の子どもで、ことばの発達が遅い、まわりに関心が薄いなど発達で気になることがある場合、通っている保育所や幼稚園のほか、こちらでも相談が可能です。

また、発達支援が必要な子どもが通う保育所等のスタッフに対し、子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

深川市子ども発達相談センター「はぴふか」　健康・子ども課健康推進係　☎ 26-2609

心身の発達や、ことばの発達に心配がある児童などが、通所支援などの適切なサービスを受けることができるよう、相談支援専門員が日常生活の状況を確認し、サービス利用計画の作成や相談支援を行います。

母子保健事業における乳幼児健診など　健康・子ども課健康推進係　☎ 26-2609

乳幼児健診など（P5～P6 に記載）で子の発達を把握し、必要に応じて適切な支援を図ります。

特別児童扶養手当　健康・子ども課障がい福祉係　☎ 26-2152

20 歳未満の障がい児を養育する父母又は養育者に対して支給される手当です。障がいの状況に応じて手当額が異なります（所得制限があります）。受給資格が認定されると、申請月の翌月分から、毎年４月・８月・11 月に各月の前月分までの手当が支給されます。

自立支援医療費の助成　健康・子ども課障がい福祉係　☎ 26-2152

心身の障がいを軽減等するための医療について、医療費の自己負担額を軽減します。利用者の負担額は、ご本人又は世帯の収入等に応じた区分ごとの額が設定されています。

また、身体に障がいのある乳幼児・児童が治療効果の期待ができる手術などの医療について、入院治療等の自己負担額を軽減します。

特別支援教育の就学助成　学務課学校教育係　☎ 26-2332

特別支援学級等に就学するお子さんの保護者に対し、経済的負担軽減のため、就学に係る費用の一部を助成しています。

9．児童虐待の防止

児童虐待とは、親または保護者などが子どもに対して心理的又は身体的な危害を加えたり、適切な保護や養育を行なわないことなどによって、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長発達を損なう行為のことをいいます。

市では児童虐待に関する相談窓口を設置しています。自分や家族が児童を虐待しているなどで悩んでいる方や児童虐待を発見したり、その疑いがあると感じた方は、ご相談ください。

〔相談先〕・家庭児童相談室（健康・子ども課子ども家庭係内）
☎ 26-2237　FAX 23-0800
・岩見沢児童相談所　☎ 0126-22-1119

○子どもと家庭の相談（24 時間の相談が可能です）
・光が丘子ども家庭支援センター（岩見沢）☎ 0126-22-4486

10．その他

北海道イクメン応援ポータルサイト「イクメンマスターへの道」
ＨＰ～http://www.pref.hokkaido.lg/hf/kms/ikumen/

北海道ではこれからパパになる皆さんが「イクメン」として楽しみながら育児に関われるような情報をランクアップ形式で紹介していますので、是非ホームページをご参照ください。

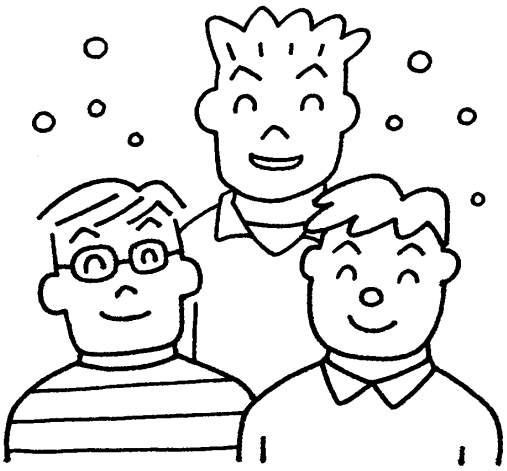

子どもの権利条約　（日本ユニセフ協会抄訳）

1989 年、世界中の子どもたちを守る大きな味方ができました。

子どもの権利条約

この条約は次の 4 つの子どもの権利を守ることを定めています。そして子どもにとって一番いいことは何かということを考えなければならないとうたっているのです。日本も 1994 年にこの条約を批准(ひじゅん)しました。

1　生きる権利

防げる病気などで命を奪われないこと。
病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2　育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。
考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3　守られる権利

あらゆる種類の虐待(ぎゃくたい)や搾取(さくしゅ)などから守られること。
障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。

4　参加する権利

自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。

健康・子ども課　子ども家庭係　☎ 26-2237

〔条約の概要〕

この条約は、前文、本文五十四箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりです。

1 児童の定義

児童とは、十八歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。(第一条)

2 締約国の義務

(1) 一般的義務

(2) 生命に対する権利

締約国は、生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する(第六条)。

(3) 登録、氏名、国籍等についての権利

(イ)締約国は、児童が出生後直ちに登録され、氏名を有し及び国籍を取得する権利の実現を確保する(第七条)。

(ロ)締約国は、児童が国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項を保持する権利を尊重し、その身元関係事項が不法に奪われる場合には、これを回復するため、適当な援助及び保護を与える(第八条)。

(4) 家族から分離されない権利

(イ) 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保し、また、父母の一方又は双方から分離されている児童が父母との接触を維持する権利を尊重する(第九条)。

(ロ) 家族の再統合のための児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う(第十条)。

(ハ)締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる(第十一条)。

(5) 意見を表明する権利

締約国は、児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される。(第十二条)

(6) 表現の自由についての権利

児童は、表現の自由についての権利を有する(第十三条)。

(7) 思想、良心及び宗教の自由についての権利

締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する(第十四条)。

(8) 結社及び集会の自由についての権利

締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める(第十五条)。

(9) 干渉又は攻撃に対する保護

いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない(第十六条)。

(10)情報及び資料の利用

締約国は、大衆媒体(マス・メディア)の果たす重要な機能を認め、児童が多様な情報源からの情報及び資料を利用し得ることを確保する(第十七条)。

(11)家庭環境における児童の保護

(イ) 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するとの原則の認識を確保するために最善の努力を払う(第十八条)。

(ロ) 締約国は、虐待、放置、搾取(性的虐待を含む。)等から児童を保護するためのすべての適当な措置をとる(第十九条)。

(ハ)家庭環境を奪われた児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する(第二十条)。

(ニ)締約国は、児童の養子縁組に当たり、児童の最善の利益について最大の考慮が払われること、また、権限のある当局によってのみこれが認められることを確保する(第二十一条)。

(12)難民の児童に対する保護及び援助

締約国は、難民の地位を求めている児童又は難民と認められている児童が適当な保護及び人道的な援助を受けることを確保するための適当な措置をとる(第二十二条)。

(13)医療及び福祉の分野における児童の権利

(イ) 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める(第二十三条)。

(ロ) 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める(第二十四条)。

(ハ)締約国は、養護、保護又は治療を目的として収容された児童に対する処遇等に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める(第二十五条)。

(ニ)締約国は、すべての児童が社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、このための必要な措置をとる(第二十六条)。

(ホ)締約国は、相当な生活水準についての児童の権利を認める(第二十七条)。

(14)教育及び文化の分野における児童の権利

(イ) 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するための措置をとる。また、締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。(第二十八条)

(ロ) 締約国は、児童の教育が、児童の人格、才能等を最大限度まで発達させること、人権及び基本的自由並びに国連憲章にうたう原則の尊重を育成すること、児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること等を指向すべきことに同意する(第二十九条)。

(ハ)少数民族に属し又は原住民である児童は、自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない(第三十条)。

(ニ)締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童が遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に参加する権利を認める(第三十一条)。

(15)搾取等からの児童の保護

(イ) 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは教育の妨げとなり又は健康若しくは発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める(第三十二条)。

(ロ) 締約国は、麻薬及び向精神薬の不正な使用からの児童の保護等のためのすべての適当な措置をとる(第三十三条)。

(ハ)締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する(第三十四条)。

(ニ)締約国は、児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な措置をとる(第三十五条)。

(ホ)締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する(第三十六条)。

(16)自由を奪われた児童、刑法を犯したと申し立てられた児童等の取扱い及び武力紛争における児童の保護

(イ) 締約国は、いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと等を確保する。締約国は、また、自由を奪われた児童が、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること、特に、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されること等を確保する。(第三十七条)

(ロ) 締約国は、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる(第三十八条)。

(ハ)締約国は、放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる(第三十九条)。

(ニ)締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての意識を促進させるような方法等で取り扱われる権利を認める(第四十条)。

文部科学省HPより引用